



江南市・扶桑町の駐車料金 全額免除に！

江南市と扶桑町の学校で15年間にわたって続けられてきた駐車料金徴収が、この4月から全額免除となりました。これは、「駐車料金をやめてほしい」という教職員の強い願いを行政当局が認めざるを得なくなった結果です。ただし、江南市では県費教職員は全額免除になったものの、市費教職員は、引き続き徴収されています。駐車料金が、どのような経緯で徴収されるようになったのかを振り返るとともに、県費教職員だけでなく、市町費教職員からも駐車料金を徴収してはならないことについても考えたいと思います。(尾北教労ホームページに「駐車料金問題Q&A」掲載)

駐車料金を やめてほしい

尾北教労が実施する学校づくりアンケートには、毎年、駐車料金徴収に対する怒りの声が多数寄せられてきました。以下にその一部を紹介します。

「職務のために車を使用しているのに駐車料金をとるのはやめてほしい」

「江南市と扶桑町だけ駐車料金を徴収されているのは納得できない」

「桜の木の下が駐車場で、1500円も払うなんて、考えられない」

「せめて毎年駐車料金を支払う理由をきちんと説明してほしいです」

尾北教労は、教職員の「駐車料金徴収をやめてほしい」という強い願いをもとに毎年、市町教育委員会に「駐車料金を

市町の財政収入を 増やすため

徴収しないこと」を要請するとともに、校長会に「駐車料金を徴収しないよう関係機関に働きかけること」を要請してきました。

江南市と扶桑町では、どのような目的で駐車料金徴収が始められたのでしょうか。

江南市では2004年度から、扶桑町では2005年度から、財政支出を徹底して抑えるとともに、できるだけ多くの収入を得ようと行財政改革を始めました。

市町職員削減、市町職員給与削減、公共施設への指定管理者制度の導入などで財政支出を削減する一方、保育料をはじめとする全ての「使用料・手数料」を値上げして、財政収入を増加させるという計画でした。ここでの「使用料」の一つに教職員から

の駐車料金徴収がありました。行政側が駐車料金を徴収するようになった背景には、市町の財政収入を増やすという目的があったのです。そして、職員削減や給与削減とともに、職員が身を切る改革を行うことで、負担増を強いられる住民の不満を抑え込むとしたのです。

全校長の反対で 1年延期

江南市の場合、2004年度の校長会で、行政側から「教職員の通勤用自動車の駐車は教育目的に沿うものではないため『目的外使用』となる。それで、『使用料』(駐車料金)を徴収する」という提案がされました。これに対して、「出張などの公務にも使う」「教育活動をしていく上でも必要である」として校長たちが反対しました。その結果、一旦は徴収が見送られました。

しかし、行政側は、翌2005年度に再び校長会に徴収を提案してきました。そして、全校長の強い反対を押し切って、1年延期して2006年度から導入することを決定しました。校長からの報告を聞いた職場では、行政に対する怒りが巻き起こりました。

扶桑町の場合は、2006年1月の臨時校長会において突然、行政側が駐車料金徴収を提案しました。そして、教職員の反対にもかかわらず、わずかその3か月足らず先の4月から徴収を始めました。

駐車料金徴収は 広がらなかつた

2005年度までに県内ではすでに名古屋市と瀬戸市で駐車料金が徴収されていました。その後、江南市と扶桑町で始まった

駐車料金ですが、瀬戸市が、2012年度から徴収をやめたため、残っていたのは名古屋市以外では江南市と扶桑町だけでした。その後、他の市町村に駐車料金徴収は広がっていませんでした。

そもそも小中学校は、各市町村内のさまざまな場所にあり、公共交通機関が整備されていないところがほとんどです。朝、家事や身のまわりのことで忙しい中、荷物を抱え、出勤時刻に間に合うように通勤するためには、自動車を使用するしかありません。

さらには、保育園にわが子を預けてからの出勤や、家族の介護で朝が多忙など、各家庭の事情もあります。

その上、学校には公用車が配置されていませんので、出張や家庭訪問などで個人の自動車を公務に使っています。教職員個人の自動車がなければ、学校教育が成立しないというのが実状です。

全教職員から 徴収しないこと

江南市の場合、県費教職員は全額免除になったものの、市費教職員は、引き続き徴収されています。このような不公平な待遇は改善されるべきです。

どうしてかという点、学校では、全教職員が共同して学校教育に当たっています。市費教職員がいなければ、学校教育は成り立ちません。だからこそ、通勤手当が出されているのです。その手当を削減するような駐車料金徴収はやめるべきです。(扶桑町費の教職員は徴収なし)

尾北教労は、今後も、学校の全教職員から駐車料金を徴収しないよう、市町教育委員会に要請していきます。

管内の全校長へ年度初めの要請を行う

新年度が始まり、どの学校でも慌ただしい毎日が続いていることと思われます。各学校では、「コロナ感染予防対策と学びの保障の両立」と「多忙化解消」の取り組みが、昨年度から引き続いて進められています。しかし、現状は、残業や持ち帰りの仕事が増え、教職員の健康破壊の問題は依然として深刻です。昨年度はコロナ禍での、行事等の取り止め・縮小・練習時間短縮など、思い切った見直しが進められましたが、多忙化解消のためにも、今年度も引き続き見直しを継続する必要があります。

尾北教労では、管内の全校長に「新年度を迎えるにあたり、子どもが輝き、教職員が働きやすい学校づくりに向けての要請書」を届け、各学校で特に留意してほしい点についての要請を行いました。以下に内容を紹介します。



新年度を迎えるにあたり、子どもが輝き、 教職員が働きやすい学校づくりに向けての要請

丹波地方各小中学校長 様

※前文略。要請内容のみ掲載

- ① 文科省が策定した勤務時間の「上限指針」(2020・1・17)を受け、「月 45 時間超の職員をゼロにする」目標を掲げ、多忙化解消に向けたさらなる取り組みを進めること。
- ② 在校時間の記録は、土日を含めた勤務実態を正確に把握すること。また、公務災害や健康障害などに関して重要な客観的データとなるため、時間外勤務を減らすような虚偽報告とならないようにすること。そして、タイムカードや IC カード等を全ての学校に導入すること。また、勤務時間内に仕事が終えられるよう業務改善を図り、「早く帰れ」のみ強調される「時短ハラスメント」が生じないようにすること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症については、10 歳未満及び 10 代での罹患率は他の年代と比べ低いこと、重症者割合 0.1 %、死亡率 0.0 % (2020.12.3「新しい学校の生活様式 Ver.5」文科省)であることを踏まえ、過度ではなく適切な対応をするとともに、子どもの学習権の保障のため、リスクの低い活動から再開すること。
- ④ 児童生徒が 1 人 1 台コンピュータを使用可能にする政府の G I G A スクール構想により、各学校にタブレット端末が配備されたが、タブレットありきの授業を進めるのではなく、無理のない範囲で活用できるようにするなど、慎重に進めること。また、授業における ICT 支援員の配置や拡充を進めること。
- ⑤ 「全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)」の過去問題練習などのテスト対策は、全国学力テストの弊害を深刻化させるので行わないこと。
- ⑥ 年間の授業時数については、標準時数をこえた余分を、多く組まないようにすること。結果的に標準時数を下回るようになって問題はないことから、年度当初に無理のないよう計画を立てること。
- ⑦ 教員、特に学級担任の持ち時間数軽減に向け、以下の内容に留意して改善を進めること。
 - ア 当面、授業の持ち時間数が、小学校週 25 時間以内(1 日 1 時間以上の実務時間《空き時間》確保)、中学校週 20 時間以内(1 日 2 時間以上の実務時間《空き時間》確保)となるよう改善を進めること。
 - イ 教頭・教務主任・校務主任(学級担任以外)は、学級担任の実務時間(空き時間)確保につながるよう、書写・図工・理科・社会等、単独で担う科目を担当し、評価を含めた教科指導にあたること。少人数や T T の授業に入るといった、持ち時間数軽減につながらない事態は避けること。
 - ウ 学習指導要領による学習内容や授業時数が増加している実態に対応するため、専科教員を増やすこと。
- ⑧ 授業の準備及び、学級・学年・分掌の事務、必要な会議などの時間が、勤務時間内にきちんと確保されるよう、以下の内容に関して改善を進めること。
 - ア 打ち合わせや会議を精選したり、午後の授業を一部カットしたりするなど、必要な時間を生み出すための具体的な対応策を各職場で講じること。
 - イ 行事を始めとした各種業務の内容や取り組み方を見直

し、業務の簡素化や削減などで仕事量を減らす取り組みを進めること。

- ⑨ 時間外勤務の割り振りについては、まずは管理職が「割り振り対象の業務」と「割り振りの日時数」をきちんと伝えること。そして、「割振変更簿の使い方」を周知し活用することで、割り振りを取りやすくすること。やむを得ず平日にとれなかった場合は、長期休業中も含め、全職員が確実にとれるよう適切に対応すること。
- ⑩ 早朝勤務などの時間外勤務があったときは、年休と同様に、30 分間の休憩時間を除いた 16 時 30 分からさかのぼった時刻から割り振りを講じること。
- ⑪ 7 時間 45 分勤務が確実に守られるよう、以下の内容について配慮すること。
 - ア 日課の見直しを行って、子どもの下校時刻を早めることにより、16 時 15 分までに打合わせや学年会、学級学年事務などの時間を確保する。
 - イ 昼の休憩を使って、集会や行事などを行わない。職員会議や学年会・部会などの会議は、16 時 15 分までに終わるようにし、時間外勤務が常態化しないようにする。
- ⑫ 始業式・終業式・卒業式の午後やテスト期間中などの子どもがいないときには、日常的に時間外勤務が多い実態に合わせ、その分の割り振りとして、早く帰れるように勤務の拘束を解くこと。
- ⑬ 運動会や学習発表会などで休日に出勤を命じたときは、健康と福祉を害することにならないように、日頃の時間外勤務の割り振りを行うことで、早めに勤務の拘束を解くこと。
- ⑭ 部活動の過熱防止に向け、改善が進められているが、さらなる改善に向け、以下の内容を重点的に取り組むこと。
 - ア 朝の部活動を中止する。
 - イ 活動を行わない曜日を現状よりさらに増やす。
 - ウ 練習時間を短縮する。
 - エ 新規採用教員については、学級づくりや教科指導等の本務に専念できるよう、初年度は、部活動指導を担当させない。
- ⑮ 職員が病気やけがで休む際に、年休で休むといった実態が依然見られるので、病気やけがで休む際には、本人に療養休暇が取れることを伝えること。また、療養休暇に関する以下の内容を職員に周知すること。
 - ア 療養休暇は、1 日や 1 時間単位で取れること。
 - イ ボーナスは 30 日未満、給与は 40 日未満の取得なら、処遇には影響がないこと。
 - ウ 1 週間以内の休暇であれば、特に診断書は必要ないこと。
- ⑯ 教職員としての身分の侵害及び人権の侵害となるハラスメントが生じないようにすること。特に、パワハラ防止については、県教委通知「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応について」(2020・3・31 改定)を周知徹底すること。
- ⑰ 政府が導入を図り、各自治体の判断で実施可能としている「1 年単位の変形労働時間制」は、在校時間記録表の時間外勤務の数字を減らすだけで、実際には、多忙化をさらに進め、退勤時刻を今より遅くし、教員の健康・生活・家庭に弊害を及ぼす恐れがあるので、導入しないこと。